

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年4月17日（平成29年（行個）諮問第71号）

答申日：平成29年12月18日（平成29年度（行個）答申第161号）

事件名：本人に係る平成28年度税理士試験採点済み答案用紙（相続税法）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年度（第66回）税理士試験採点済み答案用紙（相続税法）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月12日付け官人6-1により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである（意見書及び資料については省略）。

- (1) 第一に、処分庁が作成した開示決定明細書に記載された「不開示とした理由」によると、処分庁は「①開示された答案の内容と当該答案に与えられた得点との分析や同様の開示請求を行った他の開示請求者との情報交換が行われることなどにより、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性があり、税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある」と主張している。しかし、上記の理由から、解答欄を不開示とする必要性はある程度理解できるものではあるものの、評点欄（試験の点数）すら不開示とするには理由として不十分である。試験の大問ごとの点数が開示されたところで、試験において高得点を獲得するための特殊な解答方法が生み出されるとは到底考えられないため、当該部分を不開示とする必要性はない。よって少なくとも、評点欄（試験の点数）は開示を行うべき個人情報であると考える。
- (2) 第二に、処分庁は「②答案の採点について、試験委員及び事務局職員への質問や照会等が増加し、それぞれの有する業務に支障が生じるおそれがある」と主張するのであるが、質問や照会等が増加するおそれがある

ることをもって情報を不開示とするのは、理由としてなり得ない。税理士試験は、正答（模範解答）、受験者の評点（点数）、具体的な採点の基準などが一切発表されていない、大変不明瞭で情報開示に対して閉鎖的な試験である。そもそも質問や照会等が多い原因として考えられるのは、一部に正解すらはつきりしない不適切な問題が出題されており、採点基準が不明瞭であることである。この情報開示を行ったことにより、「質問や照会等が増加する」蓋然性があるということはできず、上記の仮定を不開示とする理由とするのは適切ではない。

(3) 第三に、上記②の理由について、試験を実施する以上は主催者として当然に回答すべき質問や照会というものがあり、これらは試験委員や事務職職員に期待される通常の業務の範囲内である。煩雑になるからといってこれらの業務を忌避することでは、試験の公正性が疑われることとなる。国税庁「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」によれば、開示請求のあった保有個人情報は、法同条各号の不開示情報が含まれている場合を除き、開示しなければならないところである。この法律によって保護されるべき受験者個人の利益と衡量した上で、「質問や照会等が増加するおそれがある」程度のことでは法14条7号の不開示情報に該当するということとはできない。

(4) 以上から、処分庁の処分は適切性を欠いており、当該情報を開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して「平成28年度（第66回）税理士試験採点済み答案用紙（相続税法）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成29年1月12日付け官人6-1により、その一部については、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとして、法18条1項に基づき一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分で不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 税理士試験制度について

##### (1) 税理士試験の目的及び実施機関

税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、会計学（簿記論及び財務諸表論）と税法（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、地方税法のうち住民税又は事業税に係る部分並びに地方税法のうち固定資産税に係る部分）に属する11科目について行われており

(税理士法6条)，第66回税理士試験については，平成28年8月9日から11日に実施されている。

税理士試験は，国税審議会が行うこととなっており（税理士法12条），このため国税審議会には税理士試験の問題の作成若しくは採点を行う，試験委員が置かれている（国税審議会令2条3項）。

試験委員は，豊富な実務経験や学識経験を有した者が任命されており，採点に当たっては，8月頃から10月頃の期間のうち約2か月かけて，自己の専門的知見に基づき，個々の答案について，単に結果のみでなく，解答を導き出す思考過程や計算過程なども十分に考慮することによって，税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定しており，その公平性及び妥当性が確保されるよう十分注意しながら行っている。

国税審議会には，税理士法の規定により国税審議会の権限に属させられた事項を処理する分科会として，税理士分科会が置かれ（国税審議会令6条），税理士分科会の税理士試験に関する庶務は，国税庁長官官房人事課試験係（以下「事務局」という。）がつかさどる（国税庁事務分掌規則30条）。

事務局は，税理士試験に係る物品や役務の調達などの事務から，税理士試験受験者の問合せ等の対応，税理士試験の免除手続の処理などの一切の庶務に係長及び主任の2名のみで行っている。

## (2) 税理士試験における成績通知の概要

税理士試験は記述式による筆記の方法により行い，各科目とも合格基準点は満点の60パーセントである（税理士法施行令6条）。合格科目が会計学に属する2科目及び税法に属する3科目（所得税法又は法人税法は必修）の合計5科目に達したときに合格者となる。税理士試験は科目合格制をとっており，一度に5科目受験する必要はなく，一度合格した科目については，申請により，その後に行われる試験において当該科目の試験を免除される（税理士法7条1項）。

成績については，合格科目が5科目（免除科目を含む。）に達した者には合格証書で通知し，その他の受験者には，合格科目については税理士試験等結果通知書で合格した旨を通知し，不合格科目については得点をA～D（A＝59～50，B＝49～40，C＝39～30，D＝29～0）のランクで表示した税理士試験結果通知書を郵送している。

## 3 本件文書について

本件文書は，審査請求人が受験した平成28年度（第66回）税理士試験における相続税法の答案用紙に試験委員が採点したものであり，本件不開示部分は，受験者が解答を記載する部分，試験委員が採点内容（得点や採点作業に必要な印等）を記載した部分及び大問（第一問及び第二問）ご

との得点を記載する部分（評点欄）である。

#### 4 本件不開示部分の不開示情報該当性について

上記2（1）のとおり、税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的としていることから、試験の性格上、その正解が一義的に定まっているものではなく、その採点に関しては、試験委員が、自己の専門的知見に基づき、個々の答案について、単に結果のみでなく、解答を導き出す思考過程や計算過程なども十分に考慮するなど、柔軟な評価がなされる必要があり、そのため、答案の具体的な採点は試験委員の裁量に委ねられているところ、本件不開示部分を開示すれば、開示された答案の内容と当該答案に与えられた得点との分析、同様の開示請求を行った他の開示請求者との情報交換、そして、答案の収集・分析を行った受験予備校等の受験技術により、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性が高くなることから、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するという税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある。

また、上記2（2）のとおり、現在、税理士試験結果通知書により不合格科目の得点をランクで通知しているところ、本件不開示部分を開示すれば、答案の採点等について試験委員及び事務局への質問や照会等が増加し、それぞれの有する業務に支障が生じるおそれがある。加えて、後に生じる個々の受験者からの苦情や非難を回避することを考慮するあまり、試験委員が答案に対して適正な評価を与えることが困難になり、問題作成においても、税理士となるのに必要な学識及び応用能力を問うような良問の作成が困難になり、事後の問合せ等に対して画一的に回答できるよう、形式的な採点が可能な問題作成に陥り、税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、当該部分を開示することで、税理士試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

#### 5 審査請求人の主張について

##### （1）評点欄を不開示とすることについて

審査請求人は、試験の大問ごとの点数が開示されても高得点獲得のため特殊な解答方法が生み出されるとは考えられないため、評点欄を不開示とする必要はない旨主張する。

しかしながら、税理士試験では問題用紙及び計算用紙の持ち帰りを認めていることから、試験時間中に受験者が解答内容を控え、試験後に自らの答案を再現することが可能である。また、受験者が記憶等から再現した答案について予備校の解答速報と照合し、自己採点を行うことは一般的に行われていることである。そうすると、得点が記載された評点欄

が開示されることで、上記4と同様に、その再現した答案と得点を分析し、再現した答案の内容と当該答案に与えられた得点との分析、同様の開示請求を行った他の開示請求者との情報交換、そして、答案の収集・分析を行った受験予備校等の受験技術により、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性が高くなることから、税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある。

したがって、評点欄は、当該部分を開示することで、税理士試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

## (2) 質問や照会等が増加することについて

審査請求人は、本件不開示部分を開示しても質問や照会等が増加する蓋然性があるということとはできず、また、質問や照会は試験の実施者として当然に回答すべきものであり、通常の業務の範囲内であることから、質問や照会等が増加するおそれがあることをもって情報を不開示とするのは、理由としてなり得ない旨主張する。

しかしながら、事務局には、日常的に受験者等から税理士試験に関する質問や照会等が電話等で多数寄せられており、特に合格発表後には、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられない旨周知しているにもかかわらず、これらに関する質問や照会等が相次いでいる。中には、受験者が記憶等から再現した答案や、予備校の模範解答等を根拠に、採点の過誤や不当性を主張する者や、受験雑誌における批評を根拠に問題に対する苦情を言う者もいる。

事務局においては、限られた人員で業務を遂行しているところ、このような質問や照会等に対しては、解答等に関する照会には応じられないことや適正に事務処理を行っている旨十分に説明しても納得を得られず、特段の対応を求められる状況にある。

本件不開示部分を開示することとなれば、採点された現物の答案を開示することとなるから、受験者が記憶等から再現した答案とははるかに位置付けが異なり、その内容と得点との結びつきが確実であり、更に開示された他の答案との比較によって、仮に正当でなくとも、より具体的な根拠をもって、採点の不当性を主張することが可能となることから、事務局に対しての質問や照会等が大幅に増加することが見込まれる。

とりわけ不合格者にあっては、開示された情報から何らかの理由を作出して採点の過誤を主張しようとする事及び次年度以降の受験のためにより詳しい情報を得ようと採点結果に関する質問や照会等を行うことが容易に予測され、開示請求の著しい増大とこれに伴う事務局への質問や照会等の増加により、事務局においては、これまで以上に、特段の対応を強いられる状況になると見込まれる。

また、上記2(1)のとおり、税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的としていることから、試験の性格上、その正解が一義的に定まっているものではなく、その採点に関しては、試験委員が、自己の専門的知見に基づき、個々の答案について、単に結果のみでなく、解答を導き出す思考過程や計算過程なども十分に考慮するなど、柔軟な評価がなされる必要があり、そのため、答案の具体的な採点は試験委員の裁量に委ねられている。このような観点から答案の審査が行われているため、個々の答案の具体的な採点について、事後的に、その全てを形式的、客観的に説明することは容易ではない。

これらのことから、事務局職員の質問や照会等に対応する時間が増大し、その有する通常業務に支障が生じることは明らかであり、税理士試験の実施自体に影響を及ぼすおそれがある。

また、税理士試験は、他士業の試験と比べて受験者数が多く、試験形式も採点に時間を要する論文式を含む記述式試験であるため、多大な時間と労力を要する職務であり、その負担は非常に重いものであるところ、試験委員は、本業の傍ら、これらを行っているのもであって、上記のような事後の質問や照会等の増加により、試験委員の負担が増すことになれば、優秀な学者や実務家が試験委員の就任に応じてくれなくなり、また、事後の非難、嫌がらせ等へのおそれから、試験委員が適正な評価を与えることが困難になり、質問や照会等に対して画一的に解答できるよう、形式的な採点が可能な問題作成に陥り、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するのに適切な良問の作成をも困難にするおそれがある。

以上のとおり、本件不開示部分を開示することで、質問や照会等が増加する蓋然性があり、これによって税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、当該部分を開示することで、税理士試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

## 6 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件不開示部分は法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、原処分において不開示としたことは妥当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同月 27日 審議
- ④ 同年 5月 24日 審査請求人から意見書 1 を收受
- ⑤ 同年 6月 27日 審査請求人から意見書 2 及び資料を收受
- ⑥ 同年 12月 6日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同月 14日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり，処分庁は，別紙に掲げる部分（本件不開示部分）を法 14 条 7 号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し，審査請求人は，本件不開示部分の開示を求めているところ，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件不開示部分を見分したところ，審査請求人本人が受験した第 66 回試験の答案用紙に自らが記載した解答が解答欄に，当該解答に対する評点が評点欄にそれぞれ記載されているほか，配点などの採点情報や採点を行った試験委員によるメモなどの書き込み等が一部に記載されていることが認められる。

- (1) 諮問庁は，上記第 3 において，税理士試験の性格等について，税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的としていることから，試験の性格上，その採点に関しては，試験委員が，自己の専門的知見に基づき，個々の答案について，単に結果のみでなく，解答を導き出す思考過程や計算過程なども十分に考慮するなど，柔軟な評価がなされる必要があり，そのため，答案の具体的な採点は試験委員の裁量に委ねられている旨説明する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対しこの点について更に確認させたところ，試験委員は，採点に当たり，各受験生が独自に表現した答案について，自己の専門的知見に基づき，最終の結果（論述問題であれば結論，計算問題であれば計算結果）のみならず，途中の計算過程や思考過程を十分反映させるよう配意して採点し，受験生が出題のポイントを正しく理解しているかどうかの判定を行っているとのことである。

諮問庁の上記各説明に不自然，不合理な点はなく，これを否定するに足る事情は認められない。

- (2) 税理士試験の性格等が上記 (1) のようなものであることを踏まえると，本件不開示部分を開示すれば，答案に対する採点や問題に疑問を持

つ者等が、自己又は他の受験者が開示を受けた情報に基づき、当該採点や問題の当否等について、試験委員等に対して容易に回答し難い具体的な質問等を行う事態が少なからず起こると予想されるだけでなく、採点や問題の趣旨が誤解されることによって、試験委員に対していわれなき非難がされることにもつながり得ると考えられる。

そうすると、本件不開示部分を開示すれば、個々の受験者からの苦情や非難を回避することを考慮するあまり、試験委員において、答案に対する適正な評価を行うことが困難になるおそれがある上、税理士となるのに必要な学識及び応用能力を問うような良問の作成が困難となり、事後の問合せ等に対して画一的に回答できるよう、形式的な採点が可能な問題作成に陥るおそれがあるほか、試験委員の負担が増すことで、優秀な学者や実務家が試験委員の就任に応じにくくなること等から、税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがあるとする諮問庁の上記第3の説明は、これを否定し難い。

(3) そして、合否のみならず不合格科目に係る得点のランクが各受験者に通知されていることや、持ち帰られた問題文に基づき再現答案が広く作成されていると考えられること等を踏まえると、試験委員による個別具体的な採点情報等のもとより、大問ごとの評点や、解答欄の記載を部分的に開示することについても、上記(2)のおそれの存在があることは否定できない。

(4) 以上のことから、本件不開示部分は、これを開示すると、税理士試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子



別紙（本件不開示部分）

枚目	不開示部分
1	解答欄，解答欄右側の余白部分及び評点欄（項目部分を除く。）
7	解答欄，解答欄右側の余白部分，評点欄（項目部分を除く。）及び評点欄右側の余白部分
2 ないし 6 及び 8 ないし 19	解答欄及び解答欄右側の余白部分